

## 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法の要請として、教育の機会均等と全国的な教育水準の維持向上を図ることは国の責務であります。

そのためにも、義務教育費国庫負担制度は、「国による最低保証」の制度として、義務教育水準を確保するために不可欠な制度であり、現行教育制度の根幹をなしています。

義務教育費に係る経費負担のあり方については「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」に基づき「平成 18 年度末までに国庫負担金を 8,500 億円程度削減する方向で検討を行う」とされており、さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」でも、国庫補助金負担金改革が進められようとしています。しかし、財政論のみに偏ることなく、教育論として今後の義務教育のあり方を見据え、国の役割を見定めて慎重に検討される必要があります。

義務教育費国庫負担金が全額一般財源化された場合、地方の裁量で住民の福祉や教育に手厚く自由に使えればよいが、税源として国から地方へ住民税を移譲した際、全国の 8 割を超える 40 道府県が税収不足に陥るといふ文部科学省の試算もあり、それまでの教育予算を確保することが困難になります。

よって、政府におかれましては、こうした状況をじゅうぶん認識され、国の責任において、すべての子供が全国どの地域に住んでいても一定水準の教育が受けられるよう現行の義務教育費国庫負担制度を縮小、廃止するのではなく、堅持するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 17 年 10 月 4 日

尼崎市議会議長

関係大臣 へ